

警 察 署 協 議 会 会 議 録

東警察署協議会

開催年月日時	平成30年7月26日（木） 午後2時00分 から 午後3時00分 まで	
開催場所	東警察署 5階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下12名
	警 察 署	署長、会計管理官、地域管理官、刑事管理官、 交通管理官、総務課長、交通課長、警備課長、 被害者支援係長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連日の猛暑の中、日夜、東区民の安全・安心確保のため、諸活動に取り組む東署員に感謝する。 ○ 毎年、夏季は、性犯罪が多発する傾向があり、レジャー施設での水難事故の発生も危惧されるうえ、本年は交通死亡事故やニセ電話詐欺被害も増加している。 ○ 東署員には東区民の期待に応えるべく、ますます活躍してもらいたい。 <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 7月10日、福岡県下柔剣道大会において、当署の柔道代表チームが準優勝という好成績を収め、署員一同士気が上がっている。 ○ 一昨日、西戸崎において2名の大学生が遊泳中に所在不明になり、現在海上保安庁、消防と共に署員も連日捜索活動を行っているが、未だ発見に至っていない。 ○ 先日の西日本集中豪雨で、全国的に非常に大きな被害が発生したが、管内では人的被害はなかった。当署から管区機動隊東小隊の9名が1週間広島県内に派遣され、捜索・救助活動に従事した。 ○ 当署の目下の懸念事項は、交通死亡事故で、すでに7名の命が奪われている。未然防止には、警察活動だけでは限界があり、住民の方の交通事故抑止に向けた 		

議 事 概 要

意識の醸成が不可欠である。また、飲酒運転に対しても、海の中道大橋における飲酒死亡事故を決して風化させてはならないとの強い決意を持って各種対策にあたる所存である。

- 6月以降、管内で連続不審火が発生しているが、当署でも連日深夜警戒などの取組を行っているので、捜査に対する御理解と御協力をお願いする。

【新規委嘱委員自己紹介】

【報告事項】

- 1 平成30年上半期交通事故発生概要（交通管理官）
- 2 飲酒ゴーグル着用による飲酒体験

【質疑応答】

- 委員から、「舞松原の付近で、大きな道路に出る前に、一旦停車したほうが安全だと思われる道路がある。こういう場合は、どこに相談したらよいか。」旨の質疑があり、交通管理官から、「事故防止のため道路に標識をつけて欲しいという要望があれば、警察署に相談いただきたい。」旨の回答があり、他の委員から、「自治体への相談もできる。」旨の発言があった。
- 委員から、「友人が車を運転中、一時停止場所で停車したつもりが、一時停止していなかったとのことで、交通違反として処理された。現認したとする警察官との間でこのような認識の違いがある場合、どうしたらよいか。」旨の質疑があり、交通管理官から、「現在の制度では、警察官の現認により交通違反を認定している。納得できない場合、現場で申告すれば、否認調書を作成し、その後、警察本部で第三者が審査する制度となっている。もし、現場で申告していない場合でも、後日来署していただければ、説明の上対応するので、相談いただきたい。」旨の回答があった。

議 事 概 要

- 委員から、「一時停車とは、ブレーキランプがつくだけではだめなのか。」旨の質疑があり、交通管理官から、「一時停止とは、停止線でブレーキランプがつくかどうかではなく、停止線の手前で、一旦車が完全に止まることであり、警察本部における審査では、それを確認できる位置で警察官が現認しているかどうかも確認している。言い分があれば主張していただき、納得できなければ審査請求を行っていただきたい。」旨の回答があった。

【閉会】

以上で、平成30年第3回東警察署協議会を閉会する。